

決 裁	委員長	職務代理	委 員	委 員	5杉選第346号
					議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式HPへ掲載します。

令和6年第18回選挙管理委員会定例会会議録					
開催日時	令和6年5月15日(水) 午前10時00分から 午前11時00分まで				
出席者	委 員	島田委員長、今井委員長職務代理、与島委員、小井委員			
	事務局	石田局長、増田次長、高野選挙法規担当係長、清水主査			
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	無		
会議の結果 及び 主な発言	議 案 等				結果
	議案 第11号	定時登録の変更			決定
	その他	<選挙運動に係る啓発リーフレットの公表について> <松庵小学校での模擬投票> <東京都知事選挙における街頭啓発の実施について>			—
委員長	これから令和6年第18回の定例会を開催します。				
	<div style="text-align: center;">&lt;定時登録の変更&gt;</div>				
委員長	議案第11号について事務局から説明をお願いします。				
局長	定時登録の変更について説明します。令和6年6月1日、同年9月1日、同年12月1日及び令和7年3月1日が地方公共団体の休日に当たりますので、公職選挙法第22条第1項に基づき、登録の日を直後の休日以外の日に変更するものです。変更の日については1「登録日及び登録を行う日」をご覧ください。令和6年6月は3日、同年9月は2日、同年12月は2日、令和7年3月は3日としております。次に2「告示文」は別紙の案文のとおりです。公職選挙法第22条第1項の規定により、令和6年6月1日、同年9月1日、同年12月1日及び令和7年3月1日の各日現在における選挙人名簿の登録を行う日をそれぞれ定め、公職選挙法施行令第14条第1項に基づき、本定例会で決定後、直ちに告示する内容になっております。私からは以上です。				
委員長	議案第11号についていかがでしょうか。				
小井委員	変更した場合は変更の都度告示するのですか。				
局長	その通りです。施行令の定めに基づき行います。				
委員長	選挙の際の名簿登録とは関係なく、定例的な登録なので変更するということですか。				
局長	その通りです。				
委員長	それでは議案第11号についてはこれでよろしいでしょうか。				
一同	異議なし				

委員長	それではその他について何かありましたら事務局から説明をお願いします。
	<p>&lt;選挙運動に係る啓発リーフレットの公表について&gt;  &lt;松庵小学校での模擬投票&gt;  &lt;東京都知事選挙における街頭啓発の実施について&gt;</p>
局長	<p>事務局から3点、お手元にあります「選挙運動に係る啓発リーフレットの公表について」、「松庵小学校での模擬投票」及び「東京都知事選挙における街頭啓発の実施について」を説明します。なお、「東京都知事選挙における街頭啓発の実施について」は参考資料として昨年実施しました区議会議員選挙の実施案をお配りしています。今回ご意見をお伺いして、次回案をお示しいたします。</p> <p>まず、「選挙運動に係る啓発リーフレットの公表について」ですが、先般行われました、衆議院議員補欠選挙東京第15区選挙運動で選挙妨害のような行動が見られたことを受け、東京都選挙管理委員会が作成し本日送付されたものをお示ししております。内容は記載のとおり公職選挙法第225条において選挙運動の妨害を禁止していること、その具体例及び条文が書かれています。裏面には、街頭演説に関して公職選挙法の規定が書かれています。このリーフレットについては東京都選挙管理委員会のホームページに掲載されているようですが、どのように使用するか具体的な記述はありません。現段階では6月3日に実施予定の警察3署との打ち合わせの時に示して、衆議院議員補欠選挙東京第15区で起きました事例について、本選挙管理委員会と警察3署で連携を深める材料にしていきたいと考えております。私からは以上です。</p>
委員長	「選挙運動に係る啓発リーフレットの公表について」何かありますか。
職務代理	東京都選挙管理委員会から紙では来ないのですか。
局長	新聞報道によると立候補予定者説明会で配るとのことです。
法規担当係長	事務局としては、東京都選挙管理委員会の動きにかかわらずこのリーフレットについては必要に応じ使用していきたいと考えております。
職務代理	選挙妨害の立件は難しいと考えます。
法規担当係長	報道機関の情報ですが、今回の事例を受けて国でも公職選挙法の改正について動くようです。
与島委員	都の職員が連絡を受けて現場に行くことはないのですか。
事務局次長	15区の衆議院の補欠選挙ですが、都は他区で実施の都議会の補欠選挙もあり現場に行くことはなかったと思います。
与島委員	例えば区の事務局職員が区民から連絡を受けて現場に行くことはないですね。
法規担当係長	当日の事務局の体制により行くこともあります。
委員長	他に「選挙運動に係る啓発リーフレットの公表について」何かありますか。ないようでしたら、「松庵小学校での模擬投票」の説明をお願いします。
事務局主査	令和6年5月24日(金)午後1時35分から午後3時10分まで松庵小学校にて模擬投票を実施します。基本的な内容は昨年と変わりませんが、今年度は、学校から「選挙公報の内容を地域や学校の特性を生かしたものにしたい。」との要望がありそのような内容にする予定です。生徒の皆さんには学校の特性を生かした公約を基に選挙について考えてもらえればと思っております。私からの説明は以上です。
委員長	学校の特徴を生かすとのことですが、内容はどのようなものですか。

事務局主査	高円寺学園では公約に「商店街の活性化」を反映した候補者を想定して実施しました。松庵小学校でもこのような形で実施していこうと考えております。お時間がありましたらお越しいただければと存じます。
小井委員	対象は何年生ですか。
事務局主査	6年生です。投票が終了しましたら開票をしてもらい、選挙について一通り体験いただく予定です。
委員長	模擬投票は通常土曜学校で行うのではないのですか。
事務局主査	学校の要望で平日の授業で行うことになりました。
局長	土曜学校では、学校運営協議会からの要望で行うこともありました。
与島委員	松庵小学校は区境にあるので、例えば、隣接市から「〇〇をよろしく。」といった場合、選挙としてはどうかといった問いかけ等もあっても良いのではと思います。
事務局主査	過去に得票が同数、候補者氏名が同姓同名者の場合の対応等の質問を受けています。このような事例も生かせればと思います。
委員長	「松庵小学校での模擬投票」で他に何かありますか。 ないようでしたら「東京都知事選挙における街頭啓発の実施について」説明をお願いします。
事務局主査	「東京都知事選挙における街頭啓発の実施について」ですが、過日、執行計画お示ししましたが具体的な場所、規模等は決まっておらず、昨年実施された杉並区議会議員選挙での街頭啓発の資料を参考に、委員の皆様のご意見をお聞きした上で次回の定例会で正式なご提案をしたいと考えております。区議会議員選挙では資料のとおり4日間で4か所、時間帯は帰宅時間帯の午後6時から7時で実施し、1か所当たり委員2名、推進委員、選挙サポーターに声をかけて行いました。前回の区議会議員選挙では4回実施しましたが、今回も同様とするか知事選挙なので規模を縮小し行うか、1日1か所2日間で実施又は1日2か所で実施といった考え方を本定例会で確認したいと考えております。私の説明は以上です。
委員長	「東京都知事選挙における街頭啓発の実施について」何かありますか。
職務代理	駅の敷地内では許可がいるのではないのですか。
小井委員	許可が必要だと思います。
事務局主査	駅の関係部署、所管の警察署に許可申請を行って実施しております。
与島委員	推進委員の人数は100を超えていますが、街頭啓発に参加したいと思っ ている方は多いのではないのですか。
委員長	啓発場所に近い方が参加するのではないのですか。
事務局主査	昨年のJR阿佐ヶ谷駅は約20名参加しました。
与島委員	やりたいと思っ ている推進委員の方は多いと思いますので、委員4人、事務局職員 の数を工夫できるのであれば、実施個所数を増やしてはどうですか。
小井委員	選挙期間中なので回数を増やすのは少々疑問があります。
委員長	人の多く集まる駅のターミナルで行うのが効果的と考えます。
局長	定例会での意見を踏まえ、事務局で案を考えて、次回お示ししたいと思います。
委員長	「東京都知事選挙における街頭啓発の実施について」ほかに何かありますか。無いようでしたら、定例会を終了します。

回 議	局 長	次 長	主 査	作成者	第 18 回定例会 令和6年5月15日分
					会議録が案を回議します。訂正があれば、指摘願います。 確定後は区公式 HP へ掲載します。